



山形県公報

令和3年10月5日(火)
第244号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……993
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……994
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………995

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第774号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和3年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所         | 発 生 年 月 日   |
|----------|-------|-----------|----|-----------------|-------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 山形市大字中野字的場936番地 | 令和 3. 9. 24 |

### 山形県告示第775号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和3年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名 称 県南漁業協同組合
  - (2) 住 所 米沢市舘山二丁目2番21号
- 2 漁業権の免許番号  
内共第2号
- 3 変更の内容  
第3条第1項の表中「3月1日」を「4月1日」に改める。

第10条第1項の表中

|                                               |                            |    |        |
|-----------------------------------------------|----------------------------|----|--------|
| うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、わかさぎ | 徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。） | 1日 | 1,000円 |
|                                               |                            | 1年 | 5,000円 |

を

|                                               |                            |    |        |
|-----------------------------------------------|----------------------------|----|--------|
| うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、うなぎ      | 徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。） | 1日 | 1,000円 |
| わかさぎ                                          | 釣り（掛け釣りを除く。）               | 1日 | 1,200円 |
| うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、わかさぎ | 徒手採捕、すくい網、たも網、釣り（掛け釣りを除く。） | 1年 | 5,000円 |

に改め、同条第2項に次のただし

書を加える。

ただし、わかさぎに係る期間一日の一般遊漁料には500円を加算しない。

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和3年10月5日

山形県告示第776号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市大字鳥越地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年8月10日から同年10月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

山形県告示第777号

次の開発行為は、完了した。

令和3年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和3年4月21日 指令村総建第128号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字庚段6168番1、6168番2、6168番3、6169番2、6169番3、6169番4、6169番5、6173番1、6173番3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

令和3年10月5日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

令和3年12月1日から令和4年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第45条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

### 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                 | 所在地                             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |     |
|--------------------|---------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                    |                                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営小出アパ<br>ート1号     | 長井市台町3-<br>1                    | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000                             | 26,600                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 单身可 |
| 同<br>2号            | 同<br>3-<br>2                    | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,300                  | 16,500                             | 18,900                             | 21,300                             | 24,400                             | 28,100                             |                          | 同   |
| 同<br>成田アパ<br>ート    | 同<br>成田3102<br>-3               | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,000                             | 28,900                             |                          | 同   |
| 同                  | 同                               | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 18,000                  | 20,800                             | 23,800                             | 26,800                             | 30,700                             | 35,400                             |                          |     |
| 同<br>白鷹アパ<br>ート    | 同<br>西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同   | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500                             | 24,800                             |                          | 单身可 |
| 同                  | 同                               | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 12,600                  | 14,600                             | 16,700                             | 18,800                             | 21,500                             | 24,800                             |                          |     |
| 同<br>あらとアパ<br>ート1号 | 同<br>725<br>-1                  | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 23,800                  | 27,500                             | 31,500                             | 35,500                             | 40,600                             | 46,800                             |                          |     |
| 同<br>飯豊アパ<br>ート    | 同<br>飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3      | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300                             |                          |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のも1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年10月11日から同月15日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和3年10月15日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年12月上旬